

# 第1章

## 本計画について

- 1 計画の概要
- 2 近時の法改正など
- 3 計画策定の基本指針など

## (1) 計画策定の趣旨

本市の65歳以上の高齢者は、令和5年（2023年）9月末には106,026人であり、人口に占める65歳以上の人口（高齢化率）は21.5%となっています。今後中長期を見通すと、令和22年（2040年）に向けて高齢化率はおよそ27%まで上昇し、要介護認定を受ける割合の高い85歳以上の高齢者は、2030年代後半のピーク時には、令和5年度現在の1.5倍以上になると推計されています。

高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を支援すること、認知症の人を支援すること、医療ニーズを抱えて生活する人や、介護を受ける人のサービスを確保すること、家族の介護負担を軽減することなど、様々な課題が浮上しています。

本市はこれまで、「地域包括ケアシステム」の5つの要素（医療・介護・介護予防・生活支援・住まい）を基本目標に盛り込み、具体的な事業に取り組んできたところですが、その方向性を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、各事業の連動性を意識して、さらに取り組みを充実、強化していく必要があります。

本計画では、高齢化の進行を踏まえ、高齢者が、将来にわたり、その人らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、住民、支援者、行政が、本市の高齢化への課題に対応するために取り組むべき施策を盛り込みました。

## (2) 計画の法的根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保、および高齢者福祉全般に関する施策を計画するものです。

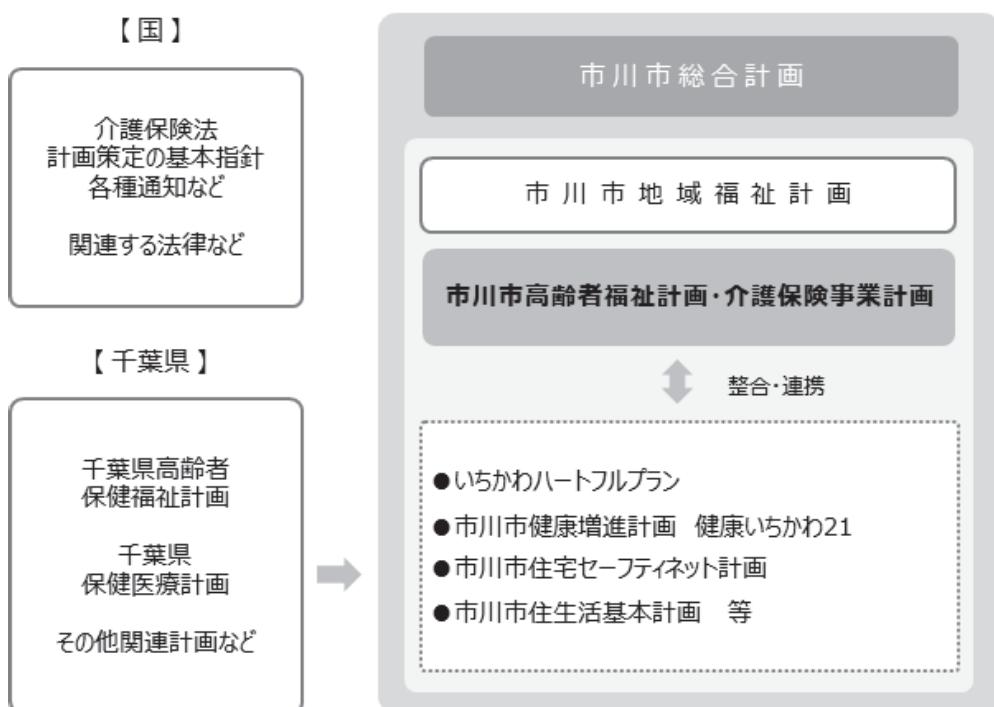
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護認定者等の人数やニーズを勘案し、必要なサービス量を見込んで介護保険料を算定とともに、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とするものです。さらに、日常生活の支援、自立支援・重度化防止、費用の適正化等の取り組みと目標や、認知症に関する取り組みも、その多くは市が運営する介護保険を財源としており、介護保険事業計画の記載事項とされています。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められており、全体を通じた高齢者施策の策定が求められています。

### (3) 計画の位置付け

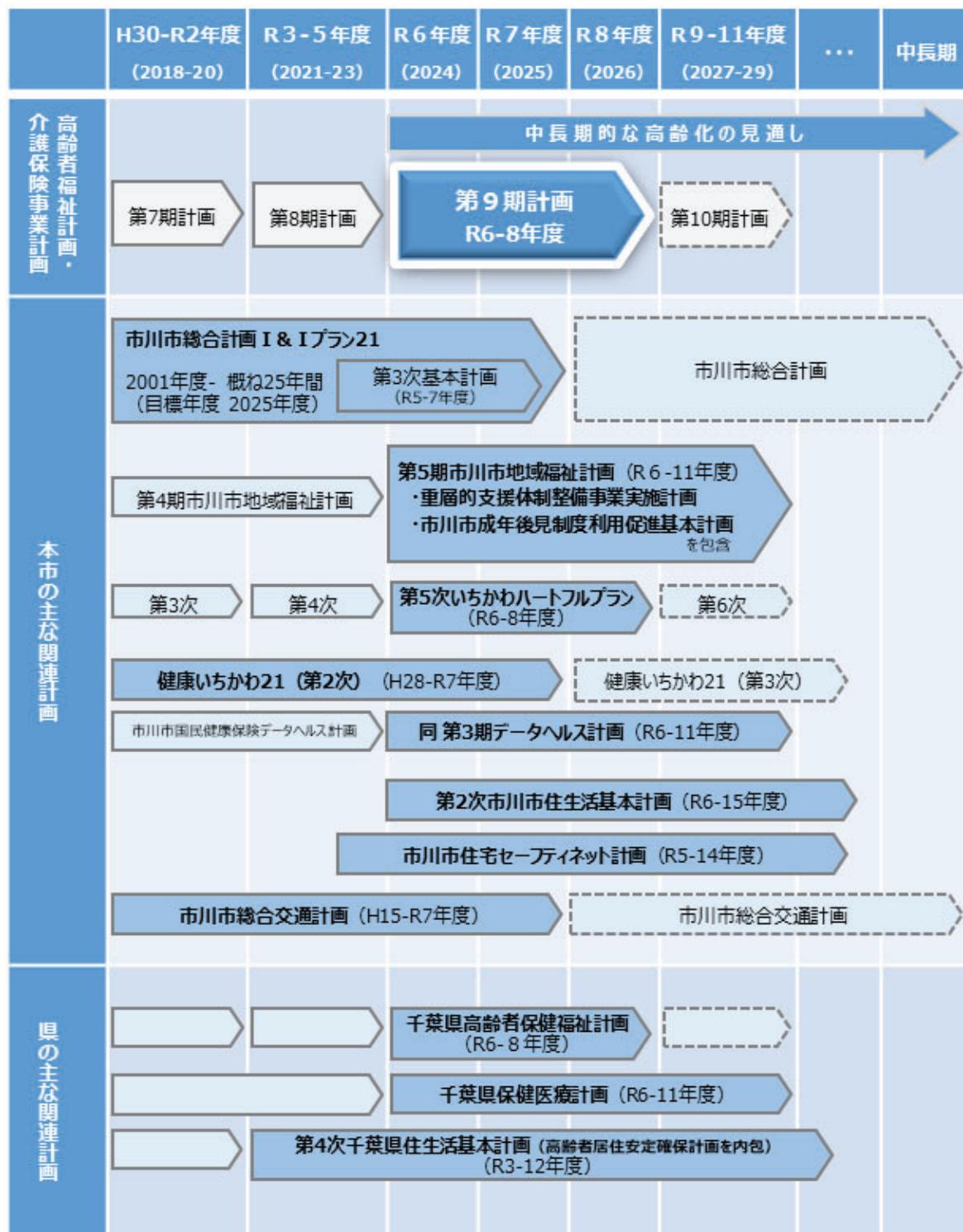
本計画は、高齢者の生きがいや社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であり、地域における高齢者・障がい者・子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める「市川市地域福祉計画」の内容を踏まえて策定する行政計画です。

また、県で定める計画との整合性を図るほか、障がい者施策、保健や医療施策、住まいや交通などの高齢者の福祉に関連する他の個別計画との整合性・調和を図り、本計画を推進していきます。



#### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、その間のサービス量を見込み、必要な給付費等から介護保険料を算定します。さらに、中長期的な推計をもとに、サービス提供体制の確保に取り組むことが求められています。



## 近時の法改正など

### (1) 介護保険法の一部改正（令和6年4月1日以降施行）

「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」  
 （令和5年5月19日公布）における介護保険関係の主な改正事項

#### I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
  - ▶ 被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
  - ▶ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

#### II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
  - ▶ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
  - ▶ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

#### III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
  - ▶ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

#### IV. 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）のサービス内容の明確化

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
  - ▶ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

#### V. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
  - ▶ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

## (2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という。）が、令和5年6月に公布されました。同法において、認知症施策は、以下の①～⑦を基本理念として行うこととされました。

### 「認知症基本法」の基本理念（概要）

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができます。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができます。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができます。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

（「社会保障審議会介護保険部会（第107回）」令和5年7月10日資料より）

認知症基本法では、国および地方公共団体は、基本理念にのっとり認知症施策を策定・実施する義務を有するとともに、認知症の人および家族等の意見を聴いて、認知症施策の推進に関する計画の策定に努めるよう規定されています。また、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることとされているほか、事業者等に対する責務も定められています。

○認知症基本法の基本的施策

条文	基本的施策	概要
第 14 条	認知症の人に関する国民の理解の増進等	○国民が共生社会の実現のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
第 15 条	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	○認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のための施策 ○認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための施策
第 16 条	認知症の人の社会参加の機会の確保等	○認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようになるための施策 ○若年性認知症の人（65 歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
第 17 条	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	○認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
第 18 条	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	○認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策 ○認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策 ○個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
第 19 条	相談体制の整備等	○認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 ○認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
第 20 条	研究等の推進等	○認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究の推進並びに成果の普及のための施策 ○認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究及び成果の活用のための施策
第 21 条	認知症の予防等	○希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようするための施策 ○早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための施策

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

認知症基本法の施行に伴う基本的な施策の整理を踏まえ、本市の認知症施策の推進方針については、改めて後段に取りまとめました（P.36 参照）。

介護保険法の規定により、市町村の介護保険事業計画策定にかかるガイドラインである「基本指針」において、以下の事項を定めるとされています。

- 1) 介護給付等対象サービス提供体制の確保および地域支援事業の実施に関する基本的事項
- 2) 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
- 3) 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 4) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準
- 5) その他必要な事項

第9期計画の基本指針については、近時の法改正などを踏まえ、以下の事項の記載を充実させる案が示されています（「第107回社会保障審議会介護保険部会」令和5年7月10日より）。

## 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進

- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組みの充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上および人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理

---

令和5年に、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」が設置され、下記の通り議論の中間整理が取りまとめられました。（令和5年12月7日 同会議 概要資料より）

### I . 総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

### II . 総合事業の充実のための具体的な方策

1. 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくためのアクセス機会と選択肢の拡大
2. 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充
3. 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開
4. 地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり